

よくある質問（区域施策編） 令和3年10月1日更新

分野	番号	質問	回答	作成日	最終更新日	備考
全般に関する質問	質問 1	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定は地方公共団体に課せられた義務ですか。	都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に対しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項において、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項（いわゆる区域施策編）を策定することを義務付けています。このことは、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）においても、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市の基本的な役割として定められています。また、施行時特例市未滿の市町村に対しては、同法第19条第2項の趣旨に照らし、地球温暖化対策計画において、区域施策編の策定に努力することが求められています。	2017年6月26日	—	
	質問 2	中核市（施行時特例市を含む。）未滿の市区町村が策定する地方公共団体実行計画(区域施策編)は、法令上どのような位置付けとなりますか。	地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項に基づき、市町村が策定・実施するよう努めるものとされている「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」の一つとなります。	2016年11月11日	—	
	質問 3	地方公共団体実行計画（区域施策編）の内容は環境基本計画と共通する部分があるので、例えば環境基本計画の改定が間近に迫っている場合に、環境基本計画の取り組みの柱として地球温暖化対策を位置付けて、その施策を展開する中で、地方公共団体実行計画（区域施策編）に記載すべき内容を盛り込んで一つの計画にすることは可能でしょうか。進捗管理についても環境基本計画と一緒に実施していくことはできますか。	地方公共団体実行計画（区域施策編）の内容が、環境基本計画等の他の計画と共通する場合に、それぞれの事情に応じて、計画を統合することは可能です。また、進捗管理についても効率かつ効果的な運用を図ってください。	2016年3月31日	—	
	質問 4	地方公共団体実行計画（区域施策編）と、地方公共団体実行計画（事務事業編）は1つの計画として策定することはできますか。	それぞれにおける必要な事項が記載してあれば、同じ計画としてまとめていただいても問題ありません。	2016年3月31日	—	
	質問 5	地方公共団体実行計画（事務事業編）と地方公共団体実行計画（区域施策編）はどのような関係にありますか。	地方公共団体実行計画（事務事業編）で取り扱う地方公共団体の事務事業から排出される温室効果ガスは、地方公共団体実行計画（区域施策編）で取り扱う業務部門や廃棄物分野における温室効果ガス排出量の一部となります。したがって、地方公共団体実行計画（事務事業編）に掲げる地方公共団体の削減目標は、「業務部門等における一事業者としての責務」と「公共機関としての率先行動」という側面を持つと考えられます。	2016年3月31日	—	
	質問 6	都道府県と市町村町など、複数の地方公共団体が共同で区域施策編を策定することは可能ですか。	複数の地方公共団体が共同で区域施策編を策定いただくことは問題ございません。	2021年8月31日	—	
現況推計に関する質問	質問 1	地方公共団体の推計した温室効果ガス排出量を積み上げると、国全体の排出量と等しくなりますか。	各地方公共団体においては、独自の推計手法が用いられている場合があり、全国的に統一されていません。また、各種統計を使って推計を行うという制約上、国と地方公共団体との温室効果ガス排出量の算定方法も異なります。このため、地方公共団体で推計した温室効果ガス排出量を積み上げても国全体の排出量と等しくはなりません。例えば、二酸化炭素を排出する化石燃料について、国の場合は、国全体の輸出入量や生産量、消費量等の各種統計により、かなり正確に把握できる一方、都道府県や市区町村においては、行政区画ごとに同様の統計資料を整備することは事実上困難であり、統計データを按分するなどの推計が必要となるため、国全体の排出量と地方公共団体の排出量の合計値は必ずしも一致しません。	2016年3月31日	—	
	質問 2	国や都道府県の温室効果ガス排出量データを按分する方法で算定した場合は、地方公共団体において実施した地球温暖化対策・施策の効果が、算定された排出量に反映されないのではいのですか。	マニュアル（第1版）や手引きで例示した現況推計手法は、統計データの制約上、按分に頼らざるを得ない部分があり、地球温暖化対策・施策の効果が十分に反映されない場合があります。このため、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づいて実施する地球温暖化対策・施策の効果については、それぞれの対策・施策に評価指標を設けた上で、進捗を管理し、評価するように工夫してください。また、これによらずに、地方公共団体独自の精度の高い現況推計手法により算定している場合は、その算定手法により現況推計を行っても構いません。	2016年3月31日	—	
	質問 3	マニュアル（算定手法編）の式に従い、特定の業種に対して総合エネルギー統計の統計値とSHKデータの差分を「業種内の中小事業所排出量」としたところ、一部の業種で中小事業所排出量がマイナスで計上されてしまいます。理由は何かのように対処すれば良いですか。	理由として、①総合エネルギー統計とSHK制度で、電力の排出係数に差異がある、②総合エネルギー統計とSHK制度での統計上の部門区分に一部乖離がある、③部門排出量に占める大規模事業者の排出量の比率が大きい場合、中小事業所の排出部分が非常に小さくなり、仮にSHK報告データに誤りがあった場合にその誤差が伝播しやすいなどが考えられます。画一的な対処方法は確立されていませんが、個別対応として、1. あくまでもマニュアル通りに計算し、マイナスの中小事業所排出原単位を利用する、2. 都道府県別エネルギー消費統計を利用する（該当する業種がある場合のみ）、3. 中小規模事業所数をゼロと見なし、特定事業所のみを排出量をカウントする（特に鉄鋼業、化学工業、非鉄金属製造業などの大型プラントを有することが想定される業種）、4. 産業分類別ではなく、部門トータルでの差し引きとする、等をご検討いただき、その旨注釈を加えていただければと考えます。	2021年8月31日	—	
	質問 4	マニュアル（算定手法編）にある「地方公共団体の国施設の延床面積」を求める際に「国有財産一件別情報」を確認しましたが、平成27年度以降の更新を確認できません。	統計の掲載場所（URL）が変更になりました。下記のサイトからご確認ください。 https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/	2021年8月31日	—	

よくある質問（区域施策編） 令和3年10月1日更新

分野	番号	質問	回答	作成日	最終更新日	備考
	質問5	マニュアル（算定手法編）にある「推計に使用する統計資料」について「商業統計」を確認しましたが、平成30年に廃刊となっています。	商業統計は2019年度以降は経済構造実態調査に引き継がれていますので、同統計「経済構造実態調査 / 2019年経済構造実態調査（甲調査） / 三次集計 事業所に関する集計2」から、全国の小売業、卸売業別における業態別の売場面積の値を参照いただけます。	2021年8月31日	—	
	質問6	マニュアル（算定手法編）にある「廃水処理施設に流入する産業廃水量」について「工業統計用地・用水編」を確認しましたが、平成26年以降統計区分の再編により、必要な情報が確認できません。	統計区分の再編の影響で、平成27年以降、用途別の用水量の統計が対象外となっています。一方、用水量の総量は平成26年以降の同統計にも記載されているため、各年度の総量に対して、平成26年度の用途別（ボイラ用水、原料用水、製品処理用水・洗じょう用水、冷却用水、温調用水、その他）の比率を用いて按分し、算定してください。	2021年8月31日	—	
	質問7	マニュアル（算定手法編）の「手引きと本マニュアルとの対応（「分野」の整理及び推計方法の変更点）」において、「家畜排せつ物管理に伴い発生するN2O」の変更点に13種の家畜を対象にする点とありますが、農業分野（畜産）の推計の考え方は「牛、豚、鶏」の3種を対象としています。どのように解釈したらよいか。	同じ「家畜排せつ物管理に伴い発生するN2O」の排出量算定方法に対して異なる指示が記載されている点については、今後、マニュアルを修正致します。13種の飼養数が把握可能な場合は、13種ごとに活動量と排出係数から排出量を求めることが望ましいですが、放牧された家畜数の統計情報を得ることは難しいと存じますので、牛・豚・鶏の3種のみ算定することが現実的と考えます。いずれの算定手法を用いた場合でも、対象とした家畜種を備考に明記していただければと思います。	2021年8月31日	—	
	質問8	「運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ」について、バスの運行率が100%を超える場合、どのように解釈すれば良いですか。	2021年3月上旬まで公開していたデータでは、一部の車種（主にバス）に関する運行率が100%を超えてしまう推計エラーが生じていましたが、現在公開されているデータ（令和3年3月版）は、エラーが発生しないように修正済みです。新しいデータをダウンロードしてご使用ください。	2021年8月31日	—	
	質問9	運輸部門の排出量について、対前年比に大幅に増加した要因として考えられることは何ですか。	出所とするOD調査のデータが切り替わる2005年度・2010年度・2015年度においては、OD調査の回答者による誤差・バラつきに伴い、トリップ当たり距離に変動差が生じることが主な要因と考えられます。	2021年8月31日	—	
	質問10	「運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ」について、「CEF CO2 排出係数（t-CO2/km）」の乗用車の排出係数には、次世代自動車（ハイブリッド車・電気自動車）の傾向は含まれていますか。	次世代自動車（ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・電気自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル車）の傾向を加味した排出係数の全国値を採用しています。なお、本ツールではtank to wheel（燃料充填から動力利用）でのCO2排出のみを対象としており、電気自動車による電力の排出係数は0tCO2/kmとしているため、電気自動車の電力消費によるCO2排出とエネルギー転換部門での発電によるCO2排出のダブルカウントにはなりません。	2021年8月31日	—	
	質問11	森林吸収分の算定において、吸収源対策が行われているか不明な森林を面積（森林計画対象）として算定してよいか。	森林経営活動を実施した面積については、マニュアル（算定手法編）にある、「森林経営活動や植林活動を実施した面積」についての記述を参考に把握を試みてください。	2021年10月1日	—	
	質問12	地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトの【データ】部門別CO2排出量の現況推計の数値は、その年の排出量として使用してもよいですか。	現況推計は、正確性の観点から区域のエネルギー使用量や活動量の実績値を活用して行うことが最も望ましいと考えられますが、実績値の取得が困難な場合等は、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトの【データ】部門別CO2排出量の現況推計の結果を、地方公共団体の排出量として使用することも可能です。ただし、統計の炭素量按分による推計手法は、一定程度の精度で排出量を把握するため、要因分析や計画目標の設定に活用することができますが、区域のエネルギー使用実態の偏りや低炭素化の進捗の偏りが平均化されてしまうため、必ずしも対策・施策の効果を正確に反映しない場合があることに留意が必要です。	2021年10月1日	—	
	質問13	過去の自治体排出量カルテを参照することはできますか。	「自治体排出量カルテ」は、都道府県別エネルギー消費統計、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく事業所排出量、固定価格買取制度等の公表データを基に作成されています。これらのデータは、過去に遡って修正が入るため、過年度に公表したカルテについては古いデータとなるため、公表していません。	2021年10月1日	—	
	質問14	公表されている、「自治体排出量カルテ」について、過去の排出量に差異があるのはなぜですか。	「自治体排出量カルテ」は、都道府県別エネルギー消費統計、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく事業所排出量、固定価格買取制度等の公表データを基に作成されています。これらのデータは、過去に遡って修正が入るため、過年度に公表した排出量について変更がある可能性があります。特に、令和2年12月に都道府県別エネルギー消費統計の推計方法が大きく変更され、1990年度まで遡って数値が改められています。	2021年10月1日	—	
	質問15	公表されている、「自治体排出量カルテ」について、過去の排出量に差異がある。ある年度までの自治体排出量カルテのデータを、排出量削減目標基準とする場合、ある年度より後のデータとの差異をどのように考慮すればよいですか。	決められた方法はありますが、1つの方法として、排出量削減目標を設定した段階の基準年度の排出量との比較と合わせて、最新のデータに基づく基準年度の排出量との比較を行うことが考えられます。	2021年10月1日	—	
	質問16	自治体排出量カルテの「データ（電力需要）」シートにある電力需要の数値を区域の電力使用量として利用できますか。また、算定方法を教えてください。	自治体排出量カルテの「データ（電力需要）」シートにある電力需要の数値は、区域の電力使用量として利用可能です。この数値は、「都道府県別エネルギー消費統計」にある都道府県の電力使用量を世帯数で按分したものです。	2021年10月1日	—	

よくある質問（区域施策編） 令和3年10月1日更新

分野	番号	質問	回答	作成日	最終更新日	備考
	質問17	自治体排出量カルテにある「④再エネ導入量の把握」シートの区域の再生可能エネルギーによる発電電力量について平成25年以前の数値を把握できますか。	自治体排出量カルテの「④再エネ導入量の把握」シートの区域の再生可能エネルギーによる発電電力量は、経済産業省の固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト「B表 市町村別認定・導入量」で公表されている値を用いておりますが、平成24年7月末から平成26年3月末の間は、「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」として市町村別の認定・導入状況は公表されていないため、自治体排出量カルテと同じ情報源では示すことができません。	2021年10月1日	—	
	質問18	自治体排出量カルテの二酸化炭素排出量は、再生可能エネルギーによる二酸化炭素削減分も加味されていますか。	自治体排出量カルテは都道府県別エネルギー消費統計を基に排出量を推計しており、当該統計における、再生可能エネルギーの利用による効果は、「燃料や他人から供給された電気や熱の使用量」の削減量として反映されているといえます。	2021年10月1日	—	
	質問19	自治体排出量カルテの二酸化炭素排出量は、森林吸収量も含まれていますか。	自治体排出量カルテにおける、二酸化炭素排出量には、森林吸収量のデータは含まれていません。	2021年10月1日	—	
	質問20	政令の改正により平成27年からメタン、一酸化二窒素などの係数が変更になっていますが、前の数値のまま計算しております。何年度まで遡って計算し直すべきでしょうか。	区域施策編の策定にあたっては、基準年度及び推計可能な直近の年度（現状年度）の現況推計を行うことが考えられます。推計にあたっては、最新の排出係数を使用して下さい。 経年の増減傾向を把握する場合には、その他の過年度についても現況推計を行うこととなります。その際、過年度の現況推計に使用する排出係数については、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトで確認ができます。	2021年10月1日	—	
	質問21	数値を入力すると自動的に排出量を推計できるツールはありますか。	現時点では、自動的に排出量を推計するツールはご用意していません。 実数値を把握できない場合の参考値として、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトの【データ】部門別CO2排出量の現況推計で公表しています。	2021年10月1日	—	
将来推計(目標設定)に関する質問	質問1	地方公共団体実行計画（区域施策編）の温室効果ガス総排出量を算定する際の現状年は、何年にすべきですか。また、その際の排出係数は、何を参考とすればよろしいですか。	現状年とは、温室効果ガス総排出量の把握ができる最新年を指し、例えば2021年度であれば2019年度となります。そのため、排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に基づく、最新のものを使用してください。 また、電気事業者ごとの排出係数は、環境省及び経済産業省が2年遅れで毎年公表する「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）第2条第4項に基づく電気事業者ごとの実排出係数及び報告命令に基づく電気事業者ごとの調整後排出係数の最新のものを使用してください。	2016年3月31日	2021年8月31日	
対策・施策に関する質問	質問1	地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するにあたって、その計画に基づいた地球温暖化対策・施策の進捗や効果をどのように評価したらよいですか。	計画策定に当たっては、エネルギー起源CO2排出量の地域特性を分析し、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門の部門毎に地球温暖化対策・施策の優先順位をつけ、個別の具体的な対策・施策目標を設定の上、評価することが適当と考えます。	2016年3月31日	—	
	質問2	地方公共団体実行計画（区域施策編）を実施するにあたって、吸収源対策で効果的な施策はありますか？	マニュアル（算定手法編）で森林吸収源対策や農地土壌炭素吸収源対策、都市緑化等の推進を挙げています。その内、森林吸収源対策の一つとして、森林環境譲与税を活用したカーボンオフセットの取組事例の抜粋を事例集サイトに掲載しているため、施策の検討において御参考としてください。 【事例集（環境省ウェブサイト）】	2020年11月19日	—	